

1. 企業会計原則の一般原則の中の「明瞭性の原則」が要求しているもの
2. 資産と負債を流動と固定に分類するための「正常営業循環基準」について
3. 貸し倒れの見積もりのための金銭債権の3つの分類とそれぞれに対する貸倒引当金の見積もり方法

1. 企業が公表する財務諸表は、利害関係者が経済的意思決定をするために重要な情報である。そのため、明瞭性の原則では、財務諸表は利害関係者に誤解を生じさせないように明確に表示しなければならないことが要求されている。財務諸表に対して、以下の3点を明確にしなければならない。

①財務諸表の区分表示

記載される項目は、その性質によって区分して表示しなければならない。

②財務諸表の総額表示

記載される項目は原則として総額で表示しなければならない。資産と負債を相殺して表示すると財政の規模を利用者が把握することができないため、純額で表示しない。

③財務諸表への注記

記載されている項目を理解するために必要なものであり以下のものがある。

a. 重要な会計方針

これは企業が採用した会計処理の原則や手続きや表示方法を開示しなければならない。

b. 重要な会計方針の変更

正当な理由により会計方針が変更された場合は注記で説明しなければならない。

c. 重要な後発事象

これは貸借対照表日より以降財務諸表の作成日までに発生した事象で、次期の財政状態や経営成績に影響がある現象である。これには、以下のものが含まれる。

火災などによる重大な損害の発生、多額の増資や減資や社債の発行、会社の合併、重要な係争事件の発生、主要な取引先の倒産。

重要な後発事象が発生した場合には、利害関係者にこれを開示し、誤った判断をしないよう配慮しなければならない。

d. 重要事項の説明

項目の補足説明や偶発債務のような情報は捕捉説明しなければならない。

2. 資本や資産は、現金から始まり材料の仕入れ、商品の販売、代金の回収と循環する。この循環過程にある資産を流動資産（負債を流動負債）とする判断基準が、正常営業循環基準である。（繰越資産を除く）この循環過程を支える資産を固定資産とするものである。

企業会計原則では正常営業循環基準が適用される。

流動資産には、現金・預金、受取手形、売掛金、製品、原材料、仕掛品、前払金などがあり、流動負債には、買掛金、預り金、未払い金、支払手形などがあり、固定資産には、土地、建物、備品、車両運搬具などがある。

営業以外の取引による債権債務は、正常営業循環には含まれないが、1か年基準が適用され、一年以内で回収されるものは流動資産（流動負債）とされ、一年を超えるものについては固定資産（固定負債）として扱われる。

3. 債権は、それを回収するために、回収可能性の程度により以下の3種類に分類される。

①一般債権

企業の経営状態に重要な問題が生じていない債権である。

貸倒引当金の見積もり方法は、過去2～3年の貸倒実績率の平均値から計算する。例えば下記の場合、1期の債務評価額を1000とし、2期の回収額が970であれば、貸倒額が30となり、貸倒実績率は3%となる。2期の債務評価額を2000とし、3期の回収額が1980であれば、貸倒額が20となり、貸倒実績率は1%となる。3期の債務評価額を1500とし、4期の回収額が1470であれば、貸倒額が30となり、貸倒実績率は2%となる。

4期の貸倒実績率は $(3+1+2)/3=2\%$ となり、4期の貸倒引当金は、4期の債権評価額の2%となる。

②貸倒懸念債権

企業の経営状態において経営破綻の状況でなくても債務の弁済に重大な問題が生じ、または生じる可能性がある債権をいう。

貸倒引当金の見積もり方法には、以下の方法がある。

a. キャッシュ・フロー見積り法

将来のキャッシュ・フロー（債権の元本の回収と利息の受け取り）について当初の約定利子率で現在価値に割り引いた金額の総額と債券価格との差額を貸倒見積り高とする。

b. 財務内容評価法

債権評価額から担保の処分見込額および保証による回収見込額を引いた額について、債務者の財政状態や経営成績を見て一定割合を掛けた額を貸倒見積り額とする。

③破綻更生債権等

経営破綻または実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権である。

財務内容評価法により算出された額の100%を貸倒見積り額とする。 (A)